

平成二十七年三月 定例会の概要

平成二十七年三月定例会は、三月二日に開会し、二十日まで十九日間の会期で開きました。

定例会初日の二日には、市長の施政方針説明、市長から提出された議案の上程、説明が行われた後、各委員長が行政調査の報告を行いました。

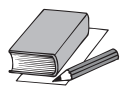
四日から九日には、十四名の議員が一般質問を行いました。九日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行った後、各議案を委員会へ付託しました。

十日、十一日、十二日及び十六日には、各常任委員会及び予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。予算審査特別委員会の審議の中で、説明責任が果たせなかったことを反省し、島原温泉ゆとろぎの湯指定管理料を三百万円増額した部分及び校庭芝生化事業の第四小学校運動場芝生用スプリンクラー設置工事の予算執行の凍結、銀水建物保存修理工事は、内容を精査した上で再度議会に説明し、議会の承認が得られれば執行させていただきたいという申し出がありました。

最終日の二十日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受け、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は二十七議案を可決し、人権擁護委員の候補者の推薦について柴田光子氏、島原市教育委員会委員の任命について松本正弘氏、島原市監査委員の選任について山崎黄洋氏にそれぞれ同意し、閉会しました。

議会ひとくちメモ (41)



○請願とは

国民をはじめ、広く人々が、国または地方公共団体等の公共団体に対し、それらが所管する事項に関し、一定の措置をとるよう、あるいはとらないよう希望し、申し出ることを言います。憲法第十六条では、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と規定しています。

・請願権者

日本人、外国人を問わず、未成年者、成年被後見人等であっても差し支えありません。また、法人であっても請願できます。

・請願事項

国政に関する事項、地方公共団体の事務に関する事項については、すべて請願できると解されています。ただし、判決の変更を求める請願は、司法権の独立を侵害するものとして認められません。

・請願の形式と手続

議長宛てに、議員の紹介により請願書を提出します。請願書は、邦文で、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載の上に、押印する必要があります。

会期日程

三月

二月(月)	本会議	議案上程、説明
三日(火)	休会	議案調査
四日(水)	本会議	一般質問(四名)
五日(木)	本会議	一般質問(四名)
六日(金)	本会議	一般質問(四名)
七日(土)	休会	
八日(日)	休会	
九日(月)	本会議	一般質問(二名)
十日(火)	委員会	議案質疑、委員会付託 付託案件審査(総務委員会)
十一日(水)	委員会	付託案件審査(産業建設委員会)
十二日(木)	委員会	付託案件審査(教育厚生委員会)
十三日(金)	休会	議事整理
十四日(土)	休会	
十五日(日)	休会	
十六日(月)	委員会	付託案件審査(予算審査特別委員会)
十七日(火)	休会	議事整理
十八日(水)	休会	議事整理
十九日(木)	休会	議事整理
二十日(金)	本会議	委員会審査報告、議案上程、説明、質疑、表決